

国見町告示第 23 号

国見町高齢者等運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 26 日

国見町長 村 上 利 通

国見町高齢者等運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する告示

国見町高齢者等運転免許証自主返納支援事業実施要綱（平成31年国見町告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「第104条の 4 第 6 項」を「第105条の 2 第 2 項」に、「照明書」を「証明書」に改める。

第 5 条第 1 項第 2 号中「運転免許経歴証明書」の次に「いずれかの写し」を加える。

第 7 条第 2 項中「1 年」を「2 年」に改める。

第 2 号様式を次のように改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

第2号様式(第5条関係)

国見町高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書

年 月 日

国見町長 様

運転免許証の全部を福島県公安委員会に自主返納しましたので、次のとおり関係書類を揃えて申請します。

住 所	国見町
ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
電 話 番 号	

※添付書類

「申請による運転免許の取消通知書」「運転経歴証明書」「運転免許経歴証明書」いずれかの写し